

重要事項説明書

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 37 号)第 74 条で準用する第 8 条第 1 項及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 55 条で準用する第 8 条第 1 項の規定により説明することとなっている重要事項については、次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	有限会社 ラスター
代表者氏名	代表取締役 社長 松井小路
所在地	〒737-0125 呉市広本町三丁目 1 番 32 号 201 号室
連絡先	TEL 0823-76-4939 FAX 0823-76-4901

2. 事業所

事業所名称	ほっと・はあとステーションでのひら
事業所番号	3460590171
所在地	〒737-0125 呉市広本町一丁目 7 番 40 号
連絡先	TEL 0823-36-7284 FAX 0823-36-7286
通常の事業の実施地域	呉市(下蒲刈町・蒲刈町・倉橋町・豊町・豊浜町を除く)東広島市黒瀬町、安芸郡熊野町

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

有限会社ラスターが開設するほっと・はあとステーションでのひら(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とします。

(2) 運営の方針

- (ア) 指定訪問看護の提供に当って、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (イ) 指定介護予防訪問看護の提供に当って、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持・回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (ウ) 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

月曜日から金曜日。ただし、8月14日から8月16日及び12月30日から1月3日を除きます。

(2) 営業時間

午前9時～午後6時

5. 職員体制

管理者(所長)	越部恵美(常勤兼務)
看護師	8人(常勤1人、非常勤7人)
事務員	1人(常勤1人)

6. (指定介護予防) 指定訪問看護の内容・利用料・その他の費用

(1) 提供するサービスの内容

- ① 病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等の日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥緩和ケア ⑦ターミナルケア(指定訪問看護のみ)
- ⑧ 認知症・精神疾患患者の看護 ⑨療養生活や介護方法の指導⑩カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置等

(2) 利用料

利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。(別紙参照)

(3) その他の費用

- ① 利用者の居宅が通常の事業の実施地域を越えている場合には、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までに要した交通費の実費を徴収します。
なお、自動車を使用した場合の通行費は通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり25円を徴収します。
また、船舶・有料道路の交通料が必要な場合は別途実費を徴収します。
- ② 限度額を超えて利用する場合は、全額自己負担となります。
- ③ 緊急時訪問看護加算及び特別管理加算については、区分支給限度基準額の予定対象外です。
- ④ 亡くなられてからのケアは、15,000円です。

7. 秘密の保持

- (1)サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者にもらしません。
- (2)この秘密を保持する義務は契約終了後及び担当者が退職した後も継続します。

8. 個人情報の保護と使用及び提供

- (1)ステーションは利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- (2)利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物等については管理者が責任を持って管理します。
- (3)ステーションが管理する個人情報に関しては、利用者又はその家族から情報開示の求めがあった場合には提供します。

9. サービス提供に関する相談・苦情の窓口

別紙1の「利用者からの相談・苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおり。

10. 事故発生時の窓口と対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市長、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

《連絡先》

関係市町	呉市役所介護保険課		電話番号	0823-25-2626
居宅介護支援事業者	事業所名		所在地	
	担当者氏名		電話番号	
利用者の家族等	氏名	(続柄)	電話番号	

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（ICT 等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（ICT 等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2. 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3. 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従者に周知徹底を図ります。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

15. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）